

目次

はじめに

貸借対照表

貸借対照表とは

貸借対照表の区分 8
貸借対照表の配列 8
貸借対照表の構造 9

I 資産の部

1 流動資産 10
2 固定資産 10
3 繰延資産 10

1 流動資産

1 当座資産 12
2 棚卸資産 12
3 その他流動資産 13

当座資産

現金 14
当座預金 14
普通預金 14
定期預金 16
定期積金 16
その他預金 16
受取手形 17
売掛金 17
貸倒引当金(△) 18
有価証券 20

棚卸資産

商品 22
製品 22
農産物 22
原材料 24
仕掛品 24
貯蔵品 25

その他流動資産

前渡金 28
前払費用 28
短期貸付金 28
未収入金 28
預け金 30
立替金 30
仮払金 30
仮払消費税等 31
未収消費税等 31
未決算 31

2 固定資産

1 有形固定資産 32
2 無形固定資産 34

3 投資等 34

有形固定資産

建物 36
建物付属設備 37
構築物 38
機械装置 40
車両運搬具 42
器具備品 42
生物 43
一括償却資産 44
土地 45
建設仮勘定 46
育成仮勘定 46

無形固定資産

営業権 48
ソフトウェア 48
電話加入権 48
土地改良受益者負担金 49

投資等

出資金 50
保険積立金 50
経営保険積立金 51
長期前払費用 52
長期性預金 53
長期滞り債権 53
敷金 53

3. 繰延資産

1 開業費 54

II 負債・資本の部

1 負債の部 56
2 資本の部 56

流動負債

買掛金 58
短期借入金 58
未払金 60
未払費用 60
前受金 61
前受収益 62
預り金 62
仮受金 63
仮受消費税等 63
未払消費税等 64

固定負債

長期借入金 66

資本

事業主借 68
事業主貸(△) 68
資本金 70
繰越利益剰余金 70

損益計算書

損益計算書とは

[売上高] 72
[売上原価] 72
[売上総利益] 72
[販売費・一般管理費] 72
[営業利益] 72
[営業外収益] 72
[営業外費用] 72
[経常利益] 72
[特別利益] 72
[特別損失] 72
[(税引前)当期利益] 72
[当期利益] 74

売上高・売上原価

〇〇売上高 76
生物売却収入 78
作業受託収入 79
価格補填収入 80
その他売上高 83
家事消費高 83
期首農産物棚卸高 84
期首商品棚卸高 84
期首製品棚卸高 84
当期商品仕入高 84
生物売却原価 84
当期製品製造原価 85
事業消費高 85
期末農産物棚卸高 85
期末商品棚卸高 86
期末製品棚卸高 86

製造原価

(当期製品製造原価)

期首仕掛品棚卸高 88
当期総製造費用 88
育成費振替高(△) 88
期末仕掛品棚卸高(△) 88

(当期総製造費用)

1 材料費 90
期首材料棚卸高 90
期末材料棚卸高(△) 90
2 労務費 90
3 経費 90

製造原価(材料費)

種苗費 92
肥料費 92
農薬費 93
諸材料費 93
素畜費 94
飼料費 94

製造原価(労務費)

専従者給与(青) 96

賃金 98
雑給 100
賞与 102
法定福利費 102
福利厚生費 104

製造原価(経費)

作業用衣料費 106
動力光熱費 106
農具費 106
修繕費 106
土地改良費 108
減価償却費 109
共済掛金 116
租税公課 118
支払地代 119
賃借料 119
作業委託費 124
診療衛生費 125

販売費・一般管理費

専従者給与 126
給料 126
福利厚生費 126
賞与 126
退職金 126
荷造運賃 128
販売手数料 128
広告宣伝費 129
交際費 129
貸倒引当金繰入額(青) 130
貸倒損失 130
減価償却費 132
事務通信費 132
旅費図書研修費 132
支払保険料 133
租税公課 134
雑費 134

営業外損益

受取利息 136
受取配当金 136
受取地代 139
作付助成収入 139
雑収入 140
支払利息 142
割引料 142
開業費償却 142
雑損失 142

特別損益

固定資産売却益 144
受取共済金 145
経営安定補填収入 146
収入保険補填収入 146
国庫補助金収入 147
貸倒引当金戻入額 147

農業経営基盤強化準備金戻入額	149
前期損益修正益	150
償却債権取立益	151
固定資産売却損	151
固定資産除却損	152
災害損失	152
農業経営基盤強化準備金繰入額（青）	153
固定資産圧縮損	159
前期損益修正損	161

確定申告

農業所得の金額

青色申告特別控除（青）	164
肉用牛免税所得金額	166
農業所得の金額	167
青色申告のメリット	169

各種所得の金額

非課税所得	170
利子所得	170
事業所得（営業等）	170
不動産所得	172
配当所得	174
給与所得	176
雑所得（公的年金等）	176
雑所得（業務）	178
雑所得（その他）	179
一時所得	181
譲渡所得（総合課税）	182
譲渡所得（土地建物等）	184
譲渡（事業・雑）所得（株式等）	186
雑（事業）所得（商品先物取引）	187
山林所得	187
退職所得	188

所得控除

雑損控除	191
医療費控除	191
社会保険料控除	193
小規模企業共済等掛金控除	193
生命保険料控除	194
地震保険料控除	195
寄附金控除	197
基礎控除等の人的控除	197

税金の計算

(1) 課税標準の計算

損益通算	199
合計所得金額	201
損失申告	201
純損失の繰戻還付	204
損失の繰越控除	204
課税標準	205

(2) 課税所得金額の計算

譲渡所得等の特別控除	206
所得控除	206

課税所得金額	206
--------	-----

(3) 税額控除①（差引所得税額の計算）

課税所得金額に対する税額	209
配当控除	209
投資税額等の特別控除	209
住宅借入金等特別控除	210
政党等寄附金特別控除	210
肉用牛の売却による所得の税額（分離課税分）	213
差引所得税額	214

(4) 税額控除②（申告納税額の計算）

災害減免額	215
再差引所得金額（基準所得税額）	215
復興特別所得税の額	215
所得税及び復興特別所得税の額	215
外国税額控除	215
定率減税額	216
源泉徴収税額	216
申告納税額	216

(5) 第3期分の税額の計算

予定納税額	219
第3期分の税額	219

記入例（令和5年分）

所得税青色申告決算書（農業所得用）	222
所得税及び復興特別所得税の確定申告書B	228
肉用牛の売却による所得の税額計算書	230
中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	231
農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書	232

付録

農業の経営移譲に係る果樹についての申出書	233
不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書	234

図表索引

〈耐用年数関係〉

減価償却資産の償却率表、改定償却率及び保証率表	33
建物の耐用年数表	37
建物付属設備の耐用年数表	37
構築物の耐用年数表	39
機械装置の耐用年数表	41
車両運搬具の耐用年数表	42
器具備品の耐用年数表	43
生物の耐用年数表	45

〈税額表〉

源泉徴収月額表	99
日雇賃金の源泉徴収税額表	101
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	103
所得税の税額表	208

〈所得控除額〉

給与所得控除額	177
公的年金等控除額	177
譲渡所得等の特別控除額	185
生命保険料控除額の計算	194
人的控除の金額	198
配偶者特別控除額の金額	198

貸借対照表

凡例：原則＝「企業会計原則」（企業会計審議会）
 注解＝「企業会計原則注解」（同上）
 財規＝「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（財務省令）
 ガイドライン＝「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」（財務通知）
 所法＝「所得税法」
 所基通＝「所得税基本通達」
 法法＝「法人税法」
 耐則＝「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

貸借対照表とは

一定期日の企業の財政状態を明らかにした財務諸表です。
 企業活動に必要な資金の運用形態(資産)とその調達源泉(負債・資本)を区分して表示します。

貸借対照表の区分

貸借対照表は、次の3区分に分かれます。

資産=負債+純資産(資本)——すなわち、資産の合計金額は、負債と純資産の合計額に一致します。

資産の部 = 流動資産+固定資産+繰延資産

負債の部 = 流動負債+固定負債

純資産の部 = 資本金+資本剰余金+利益剰余金

貸借対照表の配列

資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によります【原則第三3】。

流動性配列法では、資産の部又は負債の部を、流動資産又は流動負債から固定資産又は固定負債へと順に表示します。なお、1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、1年を超えて到来するものを固定資産又は固定負債とします。

企業活動で投下された資金が長期に固定化するものであるか、資金として短期に回収されて流動化するものであるかが、財政状態の表示の上で、重要なポイントとなります。

青色申告のポイント

◆貸借対照表の添付

2000年度(平成12年度)の税制改正により、青色申告書に貸借対照表を添付することで正規の簿記つまり複式簿記の記帳者に認められた青色申告特別控除額が、2005年分から最高65万円(2004年分まで55万円、2020年分から電子帳簿保存または電子申告でない場合は55万円)に引き上げられました。簡易簿記による最大45万円の控除は2004年分をもって廃止されました。

◆開始貸借対照表の作成

前年も農業をしていた人が、初めて貸借対照表を作成する場合は、11ページ、57ページのように1月1日現在の勘定科目ごとに残高を調べて作成します。新規開業、相続の場合、事業承継の場合は、それぞれ次のとおりです。

(1) 新規開業の場合

開始貸借対照表を作成する必要はありません。

(2) 相続の場合

原則として、相続時点の評価額で引き継ぎます。ただし、固定資産は取得価額を引き継ぎます。

(3) 事業承継の場合

原則として、資産を有償で譲り受けるか贈与を受けます。

ただし、固定資産は、親の名義の資産を使用貸借により使用することができ、その減価償却費や取得資金の借入金利息を必要経費とすることができますので、

貸借対照表にも親の固定資産及び借入金の帳簿価額を引き継いで計上します。ただし、果樹、動産(農機具、牛馬等)については、贈与税の申告期限までに申出書を提出する必要があります。

一方、棚卸資産については贈与するか譲渡するしかありません。贈与する場合、消費税はかかりませんが、贈与税の基礎控除の110万円を超えるときは、贈与税がかかります。ただし、2003年度(平成15年度)の税制改正で創設された相続時精算課税制度を選択すれば、非課税枠は2,500万円になります。帳簿価額で譲渡する場合には所得税はかかりませんが、譲渡する側が課税事業者の場合には、消費税がかかります。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、棚卸資産については、70%のみなし仕入率による仕入税額控除ができます。したがって、一般課税の課税事業者が棚卸資産を譲渡して事業承継する場合、基準期間の課税売上高が5千万円以下であれば、簡易課税制度選択届出書を提出して翌年の年初に簡易課税事業者になってから事業承継するとよいでしょう。

なお、事業承継による場合には、相続の場合と違って納税義務を継承しませんので、子は開業した年と翌年は、原則として免税事業者となります。承継する資産の額が大きく、免税のメリットよりも税額控除による還付を受けたほうが有利な場合には、課税事業者を選択する方法もあります。

貸借対照表の構造

貸借対照表の構造

資産の部(借方)	負債・純資産の部(貸方)
I 流動資産 (1) 当座資産 (2) 棚卸資産 (3) その他流動資産	I 流動負債
II 固定資産 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資等	II 固定負債
III 繰延資産	純資産(資本)の部
	I 株主資本 (1) 資本金 (2) 資本剰余金(法人) (3) 利益剰余金(法人) (繰越利益剰余金) (4) 自己株式(法人)
	II 評価・換算差額等(法人)
	III 新株予約権(法人)
資金の運用形態	資金の調達源泉

青色申告承認申請の提出期限と添付書類

	開業等の日	提出期限	添付書類
一般		3月15日	「青色事業専従者給与に関する届出書」 (提出期限：同左)
新規開業	1月15日以前	3月15日	同上(提出期限：同左)
	1月16日以後	2ヶ月以内	
事業承継	新規開業に同じ		固定資産を使用貸借する場合 「不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書」 「農業の経営移譲に係る果樹についての申出書」
相続	8月31日以前	4ヶ月以内	簡易課税制度を選択する場合 「簡易課税制度選択届出書」 (提出期限：原則12月31日)
	9月1日～10月31日	12月31日	
	11月1日以後	翌年2月15日	

I 資産の部

1 流動資産

現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた債権、棚卸資産及び期限が1年以内に到来する債権【原則第三4(1)A】です。
 =当座資産+棚卸資産+その他の流動資産

財務管理のポイント

◆流動比率

流動資産は、いわば「短期（1年以内）に資金化される資産」です。企業の財務管理としては、「当面支払わなければいけない借金」である流動負債に対して、この流動資産がどれだけあるかが問題となります。そこで、短期的な支払能力を示す経営指標として次の流動比率が用いられます。
 流動比率（%）=流動資産/流動負債×100

2 固定資産

流動資産及び繰延資産以外の資産です。
 =有形固定資産+無形固定資産+投資その他の資産（投資等）

財務管理のポイント

◆固定長期適合率

固定資産は、「長期に資金が固定化される資産」です。企業の財務管理として、固定資産に投下する資金は、返済期限が長期または無期限のものによって調達するのが望ましく、資金調達と資金投下のバランスが問題となります。そこで資金調達の適正さを示す経営指標として次の固定長期適合率が用いられます。
 固定長期適合率（%）=固定資産/（自己資本+固定負債）×100

3 繰延資産

すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用【注解15】です。
 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費、建設利息の8種類が、企業会計原則により定められています。個人事業者の場合、このうち開業費、開発費の2種類が対象となります。
 なお、税法固有の繰延資産は、企業会計上は繰延資産として認められないため、その会計上の性格により、無形固定資産又は長期前払費用に区分されます。

資産の開始残高の設定

勘定科目	補助科目	一般の評価方法	残高証明	相続の場合	事業承継の場合		
現金	×	（期首時点で事業用現金の実際の有高を確認）	×	相続、事業承継の時点で一般の場合と同様に評価			
当座預金		当座勘定照合表より前年末の残高を調べて転記	○				
普通預金	○	通帳より前年末の残高を調べて転記	○				
定期預金	○	預金証書、残高証明により確認	○				
その他預金	○	通帳より前年末の残高を調べて転記	○				
受取手形		前年末の受取手形の未決済額	△				
売掛金	○	前年末の未収販売代金を仕切書、請求書等で確認	△				
貸倒引当金	×	前年が青色でない場合は0円	-			引継可	引継不可
有価証券	○	取引明細書より前年末の残高を調べて転記	○			被相続人選定の評価方法	同左 譲渡の場合は消費税課税
商品	×	（前年の決算書等の商品の期末棚卸高を転記）	-				
農産物（製品）	×	前年の決算書等の農産物の期末棚卸高を転記	-				
原材料	×	前年の決算書等の農産物以外の期末棚卸高を種類ごとに集計して転記	-				
仕掛品	×		-				
貯蔵品	×		-	相続、事業承継の時点で一般の場合と同様に評価			
前渡金	○	前金で支払った肥料等の購入代価で未引取り分（原則として使用しない）	△				
前払費用			×				
短期貸付金	○	取引先や従業員等事業関連の貸付を調べて記入	△				
未収入金	○	前年末で未収の固定資産売却代金・雑収入等を請求書等で確認	△				
立替金	○		△				
未収消費税等	×	前年分の消費税の確定納付額など	△				
建物	×	前年の決算書等の「減価償却費の計算」欄の未償却残高を種類ごとに集計して転記	-			取得価額、耐用年数を引き継ぐ	使用貸借は同左、譲渡・贈与は時価が取得価額
建物附属設備	×		-				
構築物	×		-				
機械装置	×		-				
車両運搬具	×		-				
器具備品	×		-				
生物	×		-				
一括償却資産	×		-				
土地	×	購入したものは取得価額、相続・贈与により取得したものは固定資産税評価額	○	固定資産税評価額			
建設仮勘定	△	建設中の有形固定資産がある場合に、前年末までの工事代金等の支払済額の合計額を記入	-	被相続人選定の評価方法	建設・育成終了後使用貸借も		
育成仮勘定	○	税務署で開示している種類（畜種）別の基準金額に基づき育成年次ごとの取得費を計算して記入	-				
出資金	△	J A等の出資証券、残高証明により確認	○	一般の場合と同様に評価			
保険積立金	○	J A等に照会して確認	○				
経営保険積立金	○	積立金総額通知書等により確認	○				
長期前払費用	○		-				
開業費	×	開業準備に要した費用の前年末までの合計額	-				